

学校法人会計とは？

経済活動の担い手としての団体は、大きく分けると2つに分類できます。1つは、株式会社に代表される営利を目的とする経済活動の担い手（営利法人）です。もう1つは、政府や地方公共団体に代表される営利を目的としない経済活動の担い手（非営利法人）です。

営利を目的として経済活動を行う企業では、利益の最大化を図るためにどれだけの成果をあげたのか（どれだけ純資産を増やしたのか）が重要になります。それに対し非営利組織である学校法人では、永続的な教育研究活動を遂行することを目的として活動するため、組織が存続するための必要条件が維持されているかが重要になり、収支均衡状況が保たれているかを確認することが必要になります。以下、学校法人会計における、①資金収支計算書②事業活動収支計算書③貸借対照表について、企業会計と比較しながら説明します。

① 「資金収支計算書」は、学校法人の1年間の資金の入金、出金を明らかにするため、学校法人の諸活動にかかるすべての収入・支出、資金の動きを総額で明らかにしたものです。これは企業会計における「キャッシュフロー計算書」に相当するものです。損益には関わらない前受金、預り金受入収入などの資金収入や、固定資産取得時の資金支出などを含め、どのような活動で資金が増減したか、収入及び支出の顛末を明らかにする計算書です。

企業会計における「キャッシュフロー計算書」は、当期中の資金の増減を原因別にし、営業活動によるキャッシュフロー、投資活動によるキャッシュフロー、財務活動によるキャッシュフローの3つに区分して表示しますが、学校法人会計における「資金収支計算書」にはこのような区分がありません。しかし、それを補うものとして、教育活動による資金収支、施設整備等活動による資金収支、その他の活動による資金収支の3つに区分して計算した「活動区分資金収支計算書」があります。これにより活動区分ごとの資金の流れが明らかになり、資金の収支差額がわかりやすくなっています。

② 「事業活動収支計算書」は、学校法人の1年間の事業活動を明らかにするもので、企業会計における「損益計算書」に該当するものですが、その計算の仕組みは企業会計とは異なり、学校法人会計独特の特徴があります。

企業会計における「損益計算書」は、企業の経営成績を明らかにするため、当該会計期間におけるすべての収益及び費用を、対応表示して、各種利益を明らかにし、最終的な当期純利益を表示します。

学校法人会計における「事業活動収支計算書」では、収支を経常的なものと臨時的なものに分け、さらに経常的な収支を教育活動と教育外活動に、臨時的な収支は特別収支として区分し、それぞれの区分ごとに事業活動収入及び支出の状況を把握できるようにしています。

また、学校法人会計の特徴でもある基本金の組入額は、毎期の収支バランスを見るのに適した基本金組入前当年度収支差額の後に表示され、基本金組入前と基本金組入後の収支状況がわかりやすく読めるようになっています。

③ 「貸借対照表」は当該会計年度末時点（決算日）における資産・負債・正味財産を明らかにし、学校法人の財政状態を表すものです。

「貸借対照表」は、企業会計も学校法人会計もほぼ同じ構造ですが、企業会計では資産－負債＝純資産（資本金＋利益）となっています。学校法人会計でも資産－負債＝純資産（基本金＋繰越収支差額）となっています。しかし、学校法人会計における「基本金」は、企業会計の「資本金」とは全く異なるものです。「基本金」は学校法人が永続的な教育研究活動を遂行し、学校の機能を維持するための教育研究活動に必要な校地、校舎、機器備品、図書等を継続的に保持し、また、保持するために維持すべき必要な資産です。これに対して、企業会計の「資本金」は、株主から出資された資金です。基本金は、学校法人が教育研究活動を行う上で必要な資産の額で、建物や機器備品等の取得した固定資産や基金として積み立てた資金等の金額になります。

このように、学校を運営し教育研究活動を円滑に遂行することを目的とする学校法人では、会計においても企業会計とは異なる特徴があります。